



### ■青色申告制度

事業所得や不動産所得などがある人が、税務署に所得税の青色申告承認申請書を提出し、一定水準の帳簿を備えて決算書を作成して申告をおこなうことで、多くの特典を受けることができる制度。青色申告以外を白色申告といいます。

### ■純損失の繰越しと繰戻し

事業の純損失の金額を繰越して翌年以降3年間の所得金額から差し引くか、前年も青色申告の場合には繰越しに代えて、前年分の所得金額から差し引いて所得税の還付を受けることができます。

### ■青色申告特別控除

複式簿記、e-tax(インターネット)、優良な電子帳簿などの要件を満たすことで65万円、55万円、10万円のいずれかを、事業所得や不動産所得などから控除することができる青色申告の特典。

### ■優良な電子帳簿

修正・削除履歴の保存など所定の要件を満たした電子帳簿(会計ソ





3  
フトで作成したデータでの保存)。青色申告特別控除65万円、過少申告加算税5%軽減の適用要件です。

**■過少申告加算税等の加重措置**  
売上げに関する帳簿がない、売上げの記載が不十分なことなどが税務調査でわかった場合、過少申告加算税・無申告加算税が最大10%加重されます(令和6年1月1日以降に法定申告期限が到来する所得税・消費税などに適用)。

**インボイス制度  
(適格請求書等保存方式)**

令和5年10月1日からはじまる消費税の仕入税額控除制度。インボイス(適格請求書等)のない仕入れや諸経費があると納税額が増える場合があります。インボイスを発行できるのは税務署に申請書を提出して登録を受けた事業者だけです。免税事業者が登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要になります。詳しくは国税庁のインボイス特設サイトでご確認ください。





■ 青色申告会

青色申告をおこなう個人事業主の納税者団体です。記帳や税務の研修、指導相談の場を設けて会員ご自身が記帳や申告をおこなえるようにお手伝いしています。青色申告制度の施行(昭和25年)にあわせて結成されました。

青色申告会のポータルサイト  
<https://www.zenaioibr.jp>

全青色  検索

お住まいの地域の青色申告会が検索できます

ブルーリターンA公式ホームページ  
<https://www.bluereturna.jp>

ブルーリターンA  検索

体験版ダウンロードや解説動画はパソコンから